

(紹介手数料の返還)

第6条 採用決定者が甲に入社後、本人の都合又は甲の就業規則に基づく懲戒解雇によって退社に至った場合、乙は甲に次のとおり人材紹介料を返還するものとする。

入社後1ヶ月以内に退社：人材紹介料の70%

入社後3か月以内に退社：人材紹介料の50%

ただし、採用決定者の責めに囚わらない解雇・退職・死亡、病気など不測の事態による場合並びに、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。